

第12号議案

春日市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

令和6年度から令和8年度までの間における介護保険給付等に対応するため、第1号被保険者の保険料の額を改定するとともに、市町村特別給付として介護用品給付費を支給すること等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市介護保険条例の一部を改正する条例

春日市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第3章 保健福祉事業(第7条)
- 第4章 第1号被保険者の保険料(第8条―第16条)
- 第5章 要介護者等の利便向上(第17条)
- 第6章 介護保険運営協議会(第18条・第19条)
- 第7章 罰則(第20条―第24条)」

を

- 「第3章 市町村特別給付(第7条)
- 第4章 保健福祉事業(第8条)
- 第5章 第1号被保険者の保険料(第9条―第17条)
- 第6章 要介護者等の利便向上(第18条)
- 第7章 介護保険運営協議会(第19条・第20条)
- 第8章 罰則(第21条―第25条)」

に改める。

第24条第1項及び第2項中「第20条」を「第21条」に改め、第7章中同条を第25条とする。

第23条を第24条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第7章を第8章とする。

第6章中第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、同章を第7章とする。

第5章中第17条を第18条とし、同章を第6章とする。

第4章中第16条を第17条とする。

第15条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日まで」を「納期限まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別徴収の方法による保険料については、普通徴収の方法及び納期に変

更して取り扱うものとする。

第15条第2項第2号中「又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月」を削り、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第3項中「第8条第1項第6号イ」を「第9条第1項第6号イ」に、「第8条第1項第6号から第12号まで」を「第9条第1項第6号から第12号まで」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,700円」を「32,487円」に改め、同項第2号中「48,195円」を「48,909円」に改め、同項第3号中「53,550円」を「49,266円」に改め、同項第6号中「77,112円」を「85,680円」に改め、同項第7号中「88,536円」を「92,820円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「101,388円」を「107,100円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「114,240円」を「121,380円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号中「127,092円」を「135,660円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同項第11号中「139,944円」を「149,940円」に改め、同号ア中「700万円」を「620万円」に改め、同項第12号中「153,510円」を「164,220円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「720万円」に改め、同項第13号中「168,504円」を「171,360円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,420円」を「20,349円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,420円」を「20,349円」に、「30,345円」を「34,629円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,420円」を「20,349円」に、「49,980円」を「48,909円」に改め、同条を第9条とする。

第4章を第5章とする。

第3章中第7条を第8条とし、同章を第4章とする。

第6条の次に次の章名及び1条を加える。

第3章 市町村特別給付

(市町村特別給付の実施)

第7条 市は、法第18条第3号に規定する市町村特別給付として介護用品給付費を支給する。

2 前項の介護用品給付費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第9条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(春日市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

3 春日市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第18条」を「第19条」に改める。